

平成二十九年六月十六日受領
答弁第三八五号

内閣衆質一九三第三八五号

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになつた経緯のうち、平成三十年年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十九年六月六日内閣衆質一九三第三四五号）の「事実の確認できない」とは、事実があつたか否かを確認できないという意味である。